

ワンポイント開示会計問題演習 (Vol. 45)

解答

1) × 2) × 3) ○ 4) × 5) × 6) × 7) ×

解説

1) 後発事象とは、決算日後に発生した会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす会計事象のことであるから、決算日前に生じた取引先の倒産は、仮にそれを知ったのが決算日後だったとしても、そもそも後発事象ではない(後発事象に関する監査上の取扱い(以下「後発取扱」)2(4))。

2) 決算日後監査報告書日までに発生した修正後発事象は財務諸表を修正しなければならない。ただし、修正後発事象が会社法監査における会計監査人の監査報告書日後に発生した場合には、金融商品取引法に基づいて作成される財務諸表においては、計算書類との単一性を重視する立場から当該修正後発事象は開示後発事象に準じて取り扱われる。一方、会社法監査を受けていない会社は会計監査人の監査報告書がないものの、実務的には監査役等の監査報告書日までに発生した修正後発事象を修正対象とすることが妥当と考えられている(後発取扱4(2)①b(a))。

3) 事業年度の末日が連結決算日と異なる子会社及び関連会社については、当該子会社及び関連会社の貸借対照表日後に発生した当該事象(後発事象)を注記することとされている(連規14の9但書)。

4) 決算日後の株式併合や株式分割は、その性質として開示後発事象に該当するものであるが、国際的な会計基準と同様、当期の1株当たり当期純利益等の算定に反映させるので、「重要な後発事象」とはならない(1株当たり当期純利益に関する会計基準59-3)。

5) 連結決算日後に完了した企業結合又は連結決算日後に主要な条件について合意をした企業結合が重要な後発事象に該当する場合には、当該企業結合に関する事項について、「企業結合等関係」における記載事項に準じて注記しなければならないが、記載場所自体は「重要な後発事象」とされている。連結決算日までに主要な条件について合意をした企業結合が同日までに完了していない場合についても同様と解される(連規15の19(財規8の25))。

6) 決算日後に継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が発生した場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められ、翌期以降の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼすときは、重要な後発事象として、当該重要な不確実性の存在を注記する必要がある(連規ガイドライン15の22(財規ガイドライン8の27-5))。ただし、このような後発事象のうち、決算日において既に存在していた状態で、その後その状態が一層明白になったものについては、継続企業の前提に関する注記の要否を検討する必要がある(後発取扱7(1))。

7) 重要な後発事象については企業会計原則注解、財規ガイドライン及び後発事象に関する監査上の取扱いに例示があるが、配当金支払に関する決議は列挙されていない。

以上